



令和4年10月11日

小山町工事請負契約等に係る指名停止措置について

1 概要

公共工事の受注者としての自覚と反省を促すことにより、公共工事における適正な履行を担保するため、小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱第2条第1項に基づき下記業者に対し、指名停止を行いました。

2 内容

(1) 指名停止の内容

小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱別表第2第5号（不正又は不誠実な行為）に該当

(2) 措置対象業者及び期間

No	商号	代表者名	所在地	停止期間	摘要
1	(有)會澤工業	代表取締役 会沢光男	駿東郡小山町竹之下 2854-4	4か月間	要綱第2条 第1項

(3) 指名停止理由

小山町が発注した「令和4年度 町単土地改良事業 竹之下上堰用排水路改修工事」において、落札決定通知を受けた後、工事内容の遂行困難を理由に契約を辞退し、不誠実な行為を行った。このことは契約の相手方として不相当であると認められるため。

(4) 停止期間の始期及び終期

令和4年10月11日（火）から令和5年2月10日（金）まで

<参考> 小山町工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱 別表第2第5号

措置要件	措置期間
別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

【問合せ先】 総務課
電話 0550-76-6132